

『第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』の開催について  
(傍聴希望者の方へ)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)の規定に基づき、秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱一部改正を行うための『第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』を下記の通り開催しますので、お知らせします。

なお、傍聴を希望する方は、会場の収容能力の関係上、6月26日(火)までに別添「傍聴希望申込書」を問い合わせ先へ送付してください。(FAX可)

記

1. 日 時 平成30年7月24日(火) 10:30～
2. 場 所 「秋田県自動車会議所」  
〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12番55号
3. 議 題  
(1) 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱一部改正(案)について  
(2) その他

※議題は案となっており変更の場合がございます。

[お願いと注意]

- ① 「傍聴希望申込書」は、開催会場の収容に限りがあるため、傍聴人も含め事前に入場予定人数を把握するためのものです。
- ② お車でお越しの際は、「秋田県自動車会館」(会場ビルに隣接)の駐車場に駐車をお願いします。

[参考]

秋田交通圏のタクシー特定地域の指定については、運輸審議会より5月17日付けで、平成30年6月1日から3年間、延長することが適当であるとの答申が出されています。

《問い合わせ先》

【秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局】

〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12番53号  
一般社団法人秋田県ハイヤー協会 内  
佐藤 武彦  
電 話：018-864-1351  
ファックス：018-864-1353  
E-mail：info@hirekyokai-akita.or.jp

**〔別 添〕**

《送付先》

秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局 行き  
〈(一社) 秋田県ハイヤー協会 内〉  
FAX : 018-864-1353

**《 傍聴希望申込書 》**

(平成30年7月24日：『第4回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』)

1. 申込年月日           :   平成30年    月    日

2. 傍聴希望者名       : 必須

#	氏 名
1	
2	
3	

3. 所属機関・団体又は会社名等   :

\_\_\_\_\_

4. 連絡ご担当者名   : \_\_\_\_\_ (必須)

電話番号           : \_\_\_\_\_ (必須)

※ 個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には使用しません。

※ 準備等のため恐れ入りますが、6月26日(火)までにお申し出ください。